

平成 30 年度 神奈川県立大楠高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立大楠高等学校は、事故・不祥事の未然防止を目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 作成の方針

- (1) 「不祥事ゼロ運動」の趣旨を踏まえ、職員一人ひとりが不祥事防止の取組を確認して自主的、主体的に取り組む。
- (2) 県民の要請と期待に応えるべく、コンプライアンスという観点から課題を抽出して取り組む。
- (3) 前年度の取組の検証結果に基づいて、本校の課題を整理し、継続的に実施、検証を行う。

2 実施について

- (1) 全教職員は、プログラム実行の主体として、事故・不祥事の未然防止に努める。
- (2) 大楠高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長・総括教諭がこれを補佐する。
- (3) 事故防止会議が、プログラムの策定・実行・検証等具体的業務の中核となる。
- (4) プログラム及び検証は、学校評議員会・PTA運営委員会に提示し、助言を受ける。
- (5) プログラム及び最終検証は、学校ホームページに掲載する。

3 目標の設定及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

- ア 目標** 社会人・公務員としてあってはならない事案や、教員としての信用を失墜させる行為が多岐にわたり発生している現状を踏まえ、法令遵守、服務規程の再徹底を図る。
- イ 行動計画**
- ・啓発資料等を活用して、職員会議等で事故防止の意識啓発を行う。
 - ・教育公務員の不祥事に関する新聞記事等を取り上げ、朝の打ち合わせや職員会議にて公務外非行防止の意識啓発を行う。

(2) わいせつ、セクハラ行為の防止

- ア 目標** 原因・再発防止策について検討し、効果的な取組を進める。
- イ 行動計画**
- ・「児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について」のルールを確認・徹底する。
 - ・生徒に対して、携帯電話等による職員との連絡について、適切な方法をとるよう、注意喚起を図る。また、生徒のセクハラに対する意識啓発を図り、相談体制を周知する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

- ア 目標** 「体罰防止ガイドライン」を活用して、体罰によらない指導への理解を深めるとともに、部活動指導においては、顧問教員間の相互チェックが働く体制を整える。
- イ 行動計画**
- ・生徒に対して体罰等についての理解を深めさせ、教職員等から体罰などの不適切な行為を受けた際に相談する窓口の周知など組織的に対応する。
 - ・部活動においては顧問等による相互チェックの体制を整備する。

(4) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

- ア 目 標 入学者選抜、定期テスト、成績処理に関する事故及び生徒指導要録作成、調査書発行に関する事故を防止する。
- イ 行動計画
- ・マニュアルや点検体制を整備し、適切に機能するよう確認する。
 - ・学事開発グループによる所属職員全員対象の研修会を実施するとともに、7月、12月及び3月に成績処理一斉点検を実施する。

(5) 個人情報等の管理（教務手帳の管理、メールアドレス等の取得・管理、パスワードの設定等）

- ア 目 標 日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、ルールを確認し個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信等の事案の未然防止に努める。
- イ 行動計画
- ・教務手帳、生徒情報記載資料等、個人情報の管理を徹底する。
 - ・個人情報の収集、登録、管理、廃棄を適切に行う。
 - ・外部講師による所属職員全員を対象とした職場研修を実施する。

(6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

- ア 目 標 交通事故や飲酒運転を防止する。
- イ 行動計画
- ・啓発資料等を用いた研修を通して、交通安全に対する職員の意識の向上を図る。
 - ・交通事故、酒酔い・酒気帯び運転の重大性について、日頃から注意喚起を行う。

(7) 業務執行体制（情報の共有、相互チェック体制、業務協力体制）

- ア 目 標 教職員間のコミュニケーションを密にし、事故・不祥事につながる可能性のある事象について、お互いに問題点を指摘し合える職場環境づくりを目指す。
- イ 行動計画
- ・書類作成等では点検マニュアルにより複数で確認する。
 - ・事故・不祥事につながる可能性がある事象が発生した場合には、速やかに管理職に報告し、適正な対応をはかる。

(8) 会計事務等の適正執行

- ア 目 標 会計業務の不適切な処理を未然に防止する。
- イ 行動計画
- ・所属職員全員対象の研修会を実施し、適正な会計事務の流れを周知する。
 - ・県費、私費会計基準を遵守した私費会計事務処理の徹底を図る。
 - ・定期的に県費、私費会計の執行状況を確認する。
 - ・本年度内に1度、備品の現物照合を行う。

4 検証

- (1) 中間検証 平成30年10月中旬までに実施状況を確認する。また、平成30年12月中旬までに、必要な修正および補完措置を講ずる。
- (2) 最終検証 平成31年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての評価を行う。その結果を分析整理した課題を、平成31年度における大楠高等学校不祥事ゼロプログラムに反映させる。
- (3) 検証結果 最終検証を踏まえ「検証結果」を取りまとめのうえ、学校ホームページに掲載する。